

## [事案 2022-19] 疾病入院給付金支払請求

・令和4年7月29日 裁定終了

### <事案の概要>

疾病を直接の原因として入院したことを理由に、疾病入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

左大腿骨頸部骨折の手術のため令和2年8月から60日間入院（入院①）し、右大腿骨頸部骨折の手術のため令和3年10月から73日間入院（入院②）したため、平成24年8月に契約した養老保険の疾病傷害入院特約にもとづき、疾病入院給付金を請求したところ、いずれの入院も骨折が直接の原因であるとして、傷害入院給付金が支払われた。しかし、骨折はパーキンソン病による転倒が原因であることから、傷害入院給付金ではなく疾病入院給付金を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院①②の直接の原因となったのは、骨折である。
- (2)診断書によると、パーキンソン病に対する治療は行っていない。
- (3)約款上、疾病入院給付金の支払事由は、疾病を直接の原因とする入院であると定義されている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立ての内容等を把握するため、申立人および申立人夫に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、疾病が入院の直接の原因であるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。